

令和8年度福岡県ふるさと納税管理運営業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

本業務は、福岡県（以下「本県」という。）が実施するふるさと納税業務について、寄附の受付、寄附者情報の管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品提供事業者の開拓、返礼品の拡充及び情報発信等の多岐に渡る業務を民間事業者（以下「受託者」という。）へ業務委託することにより、効果的かつ効率的なふるさと納税業務の実施を図るとともに、本県の魅力発信の充実、地域経済の活性化、新たな寄附者の獲得やリピーターの確保を通じた寄附総額の増加を図ることを目的とする。

2 業務の概要

（1）業務名

令和8年度福岡県ふるさと納税管理運営業務

（2）事業内容

「令和8年度福岡県ふるさと納税管理運営業務 仕様書」（以下「仕様書」）のとおり

（3）契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

ただし、令和8年3月31日までの間は業務開始に向けた準備期間とし、準備に係る経費は本業務の受託者が負担するものとする。

（4）提案上限額

寄附額の5.9%（消費税及び地方消費税を含まない）を限度額とし、委託費用の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

上記の額には返礼品に係る費用（返礼品代金及び当該返礼品配送に係る送料）、寄附金受領証明書及びワンストップ特例申請書に係る費用は含まない。なお、参考見積が、寄附額の5.9%を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。

（2）福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（令和7年9月19日7総厚第2766号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。

（3）国税及び地方税を滞納していないこと。

（4）年間を通して確実な履行が見込めること。

（5）過去3年間にふるさと納税運営関連業務の受注実績があり、返礼品提供事業者との連携・協力体制の構築についても実績を有すること。

（6）グループで応募する場合は、次のすべての要件を満たしていること。

（ア）「グループ構成表（様式1）」を提出すること。

（イ）各構成員は、本公募への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 事業スケジュール(予定)

項目	スケジュール
企画提案公募開始	令和7年11月14日(金)
質問受付期間	令和7年11月14日(金)～令和7年11月21日(金)17時
質問に対する回答	令和7年11月26日(水)
参加申出書提出期限	令和7年11月28日(金)17時
企画提案書類の提出期限	令和7年12月5日(金)17時
審査結果の通知	令和7年12月19日(金)
委託業務契約締結	令和8年4月1日(水)
運用開始(予定)	令和8年4月1日(水)

5 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下の参加申込書を提出すること。期限までに参加申込書の提出が無い場合、参加資格を失う。

(1) 提出書類

参加申出書(様式2)

(2) 提出期限

令和7年11月28日(金)17時まで

(3) 提出方法

郵送または持参により提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

(4) 提出部数

1部

(5) 提出先

〒812-8577

福岡県福岡市博多区東公園7-7(県庁8階)

福岡県総務部税務課企画係 吉武宛

(6) 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、提案参加辞退届(様式3)を5(5)提出先まで提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

6 質問書の受付

質問がある場合は、以下の方法により質問書を提出すること。なお、下記以外の方法で提出された質問については回答しない。また、回答への質問をもって本実施要領への追加または訂正とみなす場合がある。

(1) 提出書類

質問書(様式4)

(2) 受付期間

令和7年11月14日(金)から令和7年11月21日(金)17時まで

(3) 提出方法

「13 担当課及び問い合わせ先」に記載の電子メールでのみ受け付ける。件名は「福岡県ふるさと納税管理運営業務委託質問書の提出（法人名等）」とすること。

(4) 回答方法

令和7年11月26日(水)に質問者名を伏せた上で福岡県庁ホームページに掲載する。

ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

7 企画提案書の提出

提案者は、以下のとおり選考に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を担当課に提出すること。サイズは原則A4判とすること（A3判による折込頁の挿入は可とする）。

なお、1事業者について1つの提案の提出に限る。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、仕様書に記載されている各業務及び仕様書等に記載のない自由提案についての提案書を表紙を除き20枚以内で作成すること。

企画提案書は別紙「評価基準」の記載事項ごとに作成し、その順に整理し提出すること。

② 法人概要書（様式5）

③ 業務実施体制（様式6）

本業務を受託した場合の人員配置、役割分担等について記載すること。また、専門知識を有した者の配置等、業務を円滑かつ着実に遂行できる体制がとられているか分かりやすく記載すること。

④ 参考見積書（様式7）

見積については、令和6年度寄附実績額をもとに、業務委託料率（税抜き）及び委託料見積額を記載すること。

(2) 提出方法

郵送または持参により提出すること。

なお、郵送の場合は必着とし、配達記録が残る方法をとること。

(3) 提出部数

正本1部、副本5部

(4) 提出先

「5 参加申込書の提出」(5)と同様とする。

(5) 提出期限

令和7年12月5日(金)17時

8 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

本件プロポーザルについては、事業者から企画提案書の提出を受けた後に令和8年度福岡県ふるさと納税管理運営業務委託業者選定委員会において審査を行う。評価基準総合点が最も高い参加事業者を優先交渉権者として選定する。そのほか、選定に当たっては、次の事項により審査を行う。

ア 当該企画提案書に対する各委員の評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、受託事業者を

選定しないことがある。なお、評価点の合計が同点となる者が2人以上あるときは、見積書の金額により順位を決定する。

イ 受託事業者が辞退した場合は、次順位の者を繰り上げて選定する（「ア」により受託事業者を選定しない場合を除く）。

ウ 提案者が1事業者のみの場合は、規定の審査を経た上で、審査委員会の協議により受託候補者とするか決定する。

（2）書類審査

別紙「令和8年度福岡県ふるさと納税管理運営業務委託契約評価基準」の評価項目について、委員会において書類審査を行う。

9 審査結果の通知

審査結果は、郵送により提案事業者全員に書面で通知する。グループで応募する場合は代表者に通知する。

なお、優先交渉権者との合意が得られず契約締結に至らなかった場合は、次点の事業者交渉権に移るものとする。

（1）通知書発送日

令和7年12月19日（金）

（2）留意事項

個別具体的な選定理由等、選定の経緯は公表しない。また、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

10 契約の締結

（1）委託締結に係る費用（印紙代等）は受託者の負担とする。

（2）契約にあたっては、選考された提案をもとに双方で協議の上、最終の仕様を決定し、その後、見積書の提出を受け、予定価格の範囲内で契約を締結する。

（3）契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として、又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。また、この契約保証金又はこれに代わる担保は、契約が支障なく履行されたときは、契約期間終了時に返還する。

なお、県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること）を保険会社と締結した場合や、受託業者が、福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）を有する場合において、その者が過去2年の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上（契約金額の2割より高い金額かつ2回以上）にわたって締結し、これをすべて誠実に履行した場合などは、契約保証金が減免されることがある。

（4）契約にあたっては、所定様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

（5）委託料は、事業の実施に必要な全ての経費（人件費、旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、

賃借料、謝金等)を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品の購入など受託者の財産取得となる経費は対象外とする。

1 1 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格又は提出書類を無効とし、プロポーザル参加停止になる場合がある。

- (1) 提出書類を期日までに提出しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 見積額が提案上限額を超えている場合
- (4) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (5) この要領に定める手続き以外の手法により、審査委員又は関係者に本プロポーザルに対する援助、助言を直接又は間接に求めた場合
- (6) 前各号に定めるものの他に、提案にあたり著しく信義に反する行為等、審査委員会委員長が失格であると認めた場合

1 2 その他

- (1) 提出された企画提案書等は委託先の選定のみに使用する。
- (2) 提案にかかる一切の費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出書類提出後は、原則として記載内容の変更は認めない。
ただし、やむを得ない理由により修正または変更が生じた場合で、審査委員会委員長が承諾したもののについてはこの限りではない。
- (4) 提出された書類については、いかなる理由があっても返却は行わない。
- (5) 企画提案書等の作成のために担当課から受託した資料等は、了解なく公表し、又は使用してはならない。
- (6) 本プロポーザルを公正に執行することが困難と認めるとき、その他やむを得ない事情がある場合は、本プロポーザルを延期又は中止することがある。

1 3 担当課及び問い合わせ先

福岡県総務部税務課企画係（吉武、持永）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL：092-643-3063

FAX：092-643-3069

メール：zeimu@pref.fukuoka.lg.jp